

山口市自立支援認定審査会運営要綱

(目的)

第1条 山口市自立支援認定審査会運営要綱（以下「運営要綱」という。）は、山口市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例に関する規則（平成18年山口市規則第8号）第6条に基づき、山口市自立支援認定審査会（以下「審査会」という。）に関して必要な事項を定め、審査会の適切な運営に資することを目的とする。

(掌握事務)

第2条 認定審査会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 障害者支援区分認定に係る審査及び判定に関すること。
- (2) 支給要否決定を行うための意見聴取に関すること。

(組織)

第3条 審査会には、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(合議体)

第5条 審査会には、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下「部会」という。）を設置し、審査及び判定の案件を取り扱う。

- 2 部会の数は2部会とする。
- 3 当該部会は、障がい者等の保健・医療・福祉の学識経験者を有する構成とし、1つの部会を構成する委員は交代要員を含め7人以内とする。
- 4 部会には、部会長を1人置き、会長の指名によってこれを定める。
- 5 部会には、副部会長を1人置き、部会長の指名によってこれを定める。
- 6 部会は、部会長又は副部会長が招集するものとし、部会に出席を求める委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 7 部会に出席を求める委員の数は、原則として5人とし、予め交代要員として指定されている者については、交代出席を認める。
- 8 部会に出席を求める委員の数は、以下の場合、5人より少なく設定することができる。ただし、この場合であっても、出席委員の数は少なくとも3人を下回ることはできない。
 - (1) 障害者支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合
 - (2) 委員の確保が著しく困難な場合
 - (3) その他、5人より少ない定数によっても審査会の審査の質が維持されるものと市長が判断した場合

(決議)

第6条 部会の議事は、部会長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

- 2 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るようにする。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、山口市健康福祉部障がい福祉課内に置く。

(審査及び判定)

第8条 市は、審査会に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律（平成17年法律第123号。）第22条第1項に定める事項について、審査及び判定を求めるものとする。

2 審査会は、前項の審査及び判定を求められたときは、当該審査及び判定に係る申請を行なった審査対象者（以下「対象者」という。）について審査及び判定を行い、その結果を市に通知するものとする。

3 前項の審査及び判定に際し、認定審査会が特に必要であると認める場合には、意見を付すことができるものとする。

（審査会開催の準備）

第9条 事務局は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を準備する。

(1) 認定調査結果を用いて、国が配布した一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果

(2) 認定調査票（特記事項）の写し（以下「特記事項」という。）

(3) 医師意見書の写し（以下「医師意見書」という。）

(4) 概況調査票（サービス利用状況票）の写し（以下「概況調査票」という。）

2 資料作成に当たっては、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、審査会開催1週間前までに上記関係資料等を審査会委員に配布又は送付する。

（審査及び判定の手順）

第10条 審査会は、次の手順に従って審査及び判定の手順に従って審査及び判定を行う。

(1) 認定調査結果と特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、不整合の有無を確認する。不整合がなければ一次判定結果を確定する。内容に不整合があった場合は、必要に応じて医師及び調査員に照会した上で、調査結果の一部修正を行うか再調査を実施し、一次判定を確定する。

(2) 一次判定結果、特記事項、医師意見書をもとに、必要とされる支援の度合いを検討し、障害者支援区分の決定（以下「二次判定」という。）を行うとともに、必要に応じて意見のとりまとめを行う。

(3) 二次判定において、確定した一次判定結果を変更する場合は、特記事項、医師意見書で検討し、その変更理由を明確にし、記録する。

（審査及び判定に係る留意事項）

第11条 その他審査及び判定に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 概況調査票等の取り扱い

概況調査票（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（別紙1「認定調査結果を変更できないケース」及び別紙2「二次判定で変更できないケース」を参照）

(2) 委員が審査判定に加われない場合

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院もしくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

(3) 審査会への委員及び事務局職員以外の参加

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(審査会の公開)

第12条 審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(資料の公開)

第13条 審査会での審査判定に用いた資料は、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開することができる。

(記録の保存)

第14条 審査判定に用いた記録の保存はカセットテープ等をもって行い、保存の期間は1年とする。

(支給決定案に対する意見)

第15条 市町村は、当該市の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。